

令和2年2月 日

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについて（方針）（案）

新型コロナウイルスによる感染症が国内複数地域で発生している状況において、2月26日内閣総理大臣から、文化・スポーツ等のイベントを今後2週間、中止、延期、規模の縮小をするよう要請が行われたところである。

小金井市では、令和2年2月20日に新型コロナ感染症対策本部を設置し、感染拡大防止についての対策を推し進めてきたところであるが、国（および都）の動向を踏まえ改めて市及び関係団体が実施するイベント等の中止・延期の基準について協議し、次のとおり定めることとした。

（考慮すべき基準）

- 1 市及び関係団体が開催するイベント、行事、会議、事業において、多くの不特定多数の人が集まるもの。
（子供たち）
- 2 イベント等の対象者に高齢者、基礎疾患のあるもの及び妊婦。
- 3 イベント等の会場が、閉鎖空間や参加者間の距離が十分に保てず、濃厚接觸する等の状況が想定されるもの。
- 4 イベント等の会場で、飲食の提供があるもの。
- 5 イベント等に、医療従事者など市民の救命救急にかかる人が参加者となるものの。⑨

現在、都内は感染拡大の局面にあると考えられるため、上記の基準に該当する場合は、市民の不安、安全を確保することを第一に考え、市が実施するイベント等は令和2年3月31日までの間、原則周知もしくは延期とする。関係団体には、市の取扱いに準じた対応を要請する。

なお、この取り扱いについては、今後の感染症動向の変化に伴い、対策本部において適宜見直しを実施する。

31 教総総第
令和 2 年 2 月

号
日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)

藤田 裕司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく公立学校の対応について（依頼）

令和 2 年 2 月 27 日に開催された政府第 15 回新型コロナウイルス感染症対策本部における要請について、都立学校においては、別添通知のとおり対応することとしたところです。

つきましては、貴教育委員会におかれましても、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

特に、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な小学校低学年の児童の居場所の確保に当たつては、首長部局や教育施設との連携を図り、確実に御対応いただきますようお願いいたします。

31教総総第

号

令和2年2月

日

各都立学校長 殿

東京都教育委員会教育長

(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)

藤田 裕司

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく都立学校の対応について（通知）

令和2年2月27日に開催された政府第15回新型コロナウイルス感染症対策本部における要請に基づく都立学校の対応について、下記のとおり通知いたします。貴職におかれましても幼児・児童・生徒及び教職員に周知するとともに、感染症予防対策に万全を尽くすようお願い申し上げます。

記

1 学校の臨時休業の実施について

令和2年3月2日から春季休業まで臨時休業を実施する。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童・生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

2 休業中における教育活動について

(1) 学年末考査

3月2日以降に実施予定の学年末考査は実施しない。学年末評定については、原則として1・2学期の評定及び3学期の平素の学習状況等を総合的に評価し決定する。

(2) 卒業式

臨時休業中に予定されている卒業式については、令和2年2月26日付31教総総第2347号に基づき実施する。

(3) 新入生招集日

感染リスクへの対策を講じた上、予定された日程で必要最小限に留めて実施する。

新入生に、入学式等についての連絡がとれる体制を整える。

(4) 修了式

予定された日程で、混雑時を避けて登校させるとともに、放送設備等を活用し各教室で実施する。

(5) 自宅学習

児童・生徒が自宅で学習できるよう、学習内容等について指示する。

(6) 部活動

行わないこととする。

(7) 個別の指導が必要な生徒への対応

必要に応じて、課題等の送付などにより指導を行う。

なお、登校させる場合には混雑時を避けること。

(8) 特別支援学校における対応

特別支援学校においては、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な児童・生徒については、福祉等と連携した支援体制が整うまでの間、学校で過ごすことができるよう配慮する。

3 感染症予防策の徹底について

臨時休業中の感染症予防策については、令和2年2月26日付31教総総第2347号に基づき実施すること。また、自宅等においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

なお、同通知文における春休み期間の健康観察等についても、実施するよう指導すること。

4 教職員の勤務について

教職員の勤務については、以下のとおり取り扱うこととし、詳細は別途通知する。

(1) 年次有給休暇取得の奨励

更なる感染拡大防止に向け、特に3月中は、学校の全教職員について、年次有給休暇の積極的な取得を奨励する。

(2) 時差通勤

混雑時の移動を回避する観点から、時差勤務等の活用により、原則、早出又は遅出の勤務（勤務時間の開始が午前8時00分以前又は午前10時00分以降に設定）を実施すること。

なお、時差通勤については、長期休業日の期間に限らず、全ての教職員を対象とし、振分け割合の設定は行わない。

(3) 自宅勤務

所属長が可能と判断した場合に、教職員に対して自宅勤務を認めることができる。ただし、外出は原則禁止とする。自宅勤務の実施に当たっては、教職員は事前に業務内容を明らかにし、公務運営に支障がない範囲で所属長が承認する。実施の際には、勤務の開始時及び終了

時に職場等への定期連絡を行うこと。

また、個人情報の持ち出しや自宅での取扱いは、各学校の保有個人情報安全管理基準等に基づき、十分に注意した上で、適切に行うこと。

なお、厳格管理情報の持ち出し等は、原則禁止とする。

5 令和2年度東京都立高等学校入学者選抜について

今後予定されている入学者選抜は、令和2年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱に示されたとおりの日程で行うこととする。

なお、検査会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、検査会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの励行の呼び掛け、間隔を開けた受検者同士の席の配置等、可能な範囲で感染症対策を行うこと。

6 その他

都立学校における学校開放事業及び公開講座については、別途通知する。

(担当)

【休業中における教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

電話 03(5320)6845

指導部特別支援教育指導課

電話 03(5320)6847

都立学校教育部特別支援教育課

電話 03(5320)6753

【感染症予防策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

電話 03(5320)6877

【教職員の勤務について】

人事部勤労課

電話 03(5320)6801

【令和2年度東京都立高等学校入学者選抜について】

都立学校教育部高等学校教育課

電話 03(5320)6745

案

令和2年2月 日
小金井市教育委員会

小金井市立小・中学校の臨時休校について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会は、子供の健康と命、健やかな成長と未来を第一に、市立小・中学校において、国や東京都教育委員会の方針を踏まえ、新型コロナウィルスの感染拡大を防ぐことを目的に下記のとおり対応することにしました。

ご家庭のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 目 的 新型コロナウィルスの感染拡大の防止

2 臨時休校期間 令和2年3月2日（月）から春休み開始まで

3 そ の 他 (1) ご家庭でのお子様の健康観察、生活習慣、学習については、別紙資料をご参照ください。

(2) 卒業式など市立小・中学校からのご連絡は、学校メール等でご確認ください。

【 担 当 】

小金井市教育委員会指導室

電 話 042(387)9877

ファクシミリ 042(383)1133

案

保護者の皆様へ

保護者の皆様におかれましては、この度の新型コロナウイルス感染症の広がりや、お子様への影響についてご心配されていることと思います。

さて、本日、文部科学省及び東京都教育委員会から、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休校の要請がありました。

小金井市教育委員会では、児童生徒の安全・安心と感染拡大の防止のために、小金井市立小・中学校において、臨時休校とすることにいたしました。

令和2年3月2日（月）より春休み開始までの間、学校を臨時休校とします。

学校でも十分に指導いたしますが、臨時休校中は、各ご家庭において次のことに留意して安全に過ごしていただきたいと思います。

1 臨時休校への理解

- ・今回の臨時休校は、新型コロナウイルス感染予防のために実施されます。よって、感染しないように自宅で過ごすことが大切です。
- ・不要不急の外出は極力避け、自宅で安全に過ごすようにしてください。

2 体調管理

- ・朝晩体温を計測し、記録することによって体調の管理をしっかりと行ってください。
- ・手洗いを丁寧に行い、十分な睡眠をとるようにしてください。

3 家庭での学習

- ・教科書やドリル、学校から提供される学習資料などを活用して学習してください。
- ・「東京ベーシックドリル」「まなびポケット」「ユニバーサル数学」なども活用してください。

4 感染症に対する理解

- ・感染症に対する正しい知識や感染症を防ぐための取組、感染症を理由としたいじめや偏見の防止等についてご家庭で十分に話し合ってください。

保護者の皆様におかれましては、子供たちが臨時休校中はもとより、その後の生活においても安全・安心に過ごすことができるよう、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年2月28日 小金井市教育委員会

案

令和2年2月 日
小金井市教育委員会

小金井市立小・中学校の臨時休校における
学童保育を利用している児童の一時受入について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

文部科学省及び東京都教育委員会から、新型コロナウィルス感染症対策として、臨時休校の要請がありました。しかしながら学童保育は、休業しないという方針です。

そのため、小金井市の学童保育の利用状況を見ると、児童が臨時休校中ににおいて学童保育所に集中するとにより、感染のリスクが高まります。これでは臨時休校の目的に合わないため、下記のとおり対応することにしました。

記

- 1 目的 新型コロナウィルスの感染拡大の防止と感染リスクの分散
- 2 対応期間 臨時休校期間
- 3 対象者 学童保育を利用している児童
- 4 登校時間 午前8時30分から午前11時30分まで
(※1校時から3校時まで)
- 5 内容 教室で、静かに自習します。
- 6 その他 (1) 自習教材は、ご家庭でご用意ください。
(2) 授業・指導は行いません。

【担当】

小金井市教育委員会指導室

電話 042(387)9877

ファクシミリ 042(383)1133

事務連絡
令和2年2月25日

(宛先) 所属長

新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 西岡 真一郎
(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、感染をできる限り抑えることが重要となっています。

職員におかれましては、感染拡大防止のため、下記の点について取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 手洗い、うがい、咳エチケットを徹底すること
- 2 窓口対応する職員においては、市民に対する飛沫感染対策として、マスクを着用すること
- 3 所属長は日常的に職員の健康状況を把握するとともに、職員間でも互いに注意すること
特に、風邪の症状や37.5度以上の発熱及び強いだるさや息苦しさを感じている場合には速やかに所属長に相談することとし、無理な出勤は避けること
- 4 出張や会議の開催については、その必要性を精査し、中止又は延期を検討すること
なお、実施する場合も回数・人数を抑制すること

地域安全課地域安全係 穂山・大関
内線：2417
外線：042-387-9806

新型コロナウイルスの飛沫感染拡大を防止することを
目的として

各職員が、

マスクを着用しております。

市民の皆さんのが理解をお願いします。

事務連絡

令和2年2月27日

(宛先) 管理職者

小金井市新型コロナウィルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

感染症対策に係る時差出勤制度の活用について（通知）

国内において新型コロナウィルスに感染した事例が相次いで報告されている中、感染をできる限り抑えることが重要となっています。

感染拡大防止を目的として、下記のとおり、時差出勤制度の適用を拡大いたしますので、その趣旨を鑑み、制度の活用に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 目的

通勤ピーク時の出勤を回避することで、新型コロナウィルスの感染拡大を防止するため。

2 対象職員

正規職員、再任用職員

（美術館、保育園、児童館及び学童保育所に勤務する職員、施設管理業務に従事する職員は除く）

※電車・バス等の公共交通機関を利用する職員を優先的に対応するものとする。

3 実施期間

令和2年2月28日から3月31日まで

4 時差出勤時間等

小金井市職員の時差出勤に関する規則に規定される区分（下記別表参照）のとおりとする。ただし、上記1の目的を満たす出勤時間となるよう留意すること

なお、時差出勤に伴い市政運営及び業務に支障が生じないよう、午前9時から午後4時の間においては配置職員が原則7割以上となるよう、利用人数や時間帯に留意の上活用すること

別表（第4条関係）

区分	正規の勤務時間の割り振り	休憩時間
A	午前9時30分から午後6時15分まで	午後1時から午後2時まで
B	午前10時から午後6時45分まで	
C	午前10時30分から午後7時15分まで	
D	午前11時から午後7時45分まで	
E	午前11時30分から午後8時15分まで	
F	正午から午後8時45分まで	午後5時から午後6時まで
G	AからFまでの区分で対応できない場合は、午前5時又は午前5時に30分単位で加算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間（AからFまでの区分の開始時間を除く。）とする午前5時から午後10時までにおける連続する8時間45分（休憩時間を含む。）。ただし、時差出勤の開始直後又は終了直前に休憩時間を置くことはできない。	

備考 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に時差出勤を命ずる場合は、上記の区分によらず、当該職員の正規の勤務時間（勤務時間条例第3条第2項ただし書の規定により割り振られた勤務時間をいう。）の開始時間の前後1時間を上限として30分単位で加算又は除算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間とする。

5 申請方法等

小金井市職員の時差出勤に関する規則第4条の様式「時差出勤伺及び命令簿」により、前日までに申請すること

6 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会

総務部職員課人事研修係（内線2503）

総務部職員課労働安全衛生担当（内線2507）

教育委員会

学校教育部庶務課庶務係（内線3804）

新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について

令和2年2月28日 本会議発言

新型コロナウイルス感染症に対する現状の市の対応につきまして、先の一般質問にてご答弁させていただいたところでございますが、その後の対応状況、併せて市の対策本部開催状況について、概要をご報告いたします。

令和2年2月20日に小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し第1回の会議を開催致しました。

主な内容として、対策本部設置の根拠、市民への広報について、イベント開催の判断について、備蓄品の在庫状況把握等について協議しました。

令和2年2月21日に第2回、25日に第3回の会議を開催しました。

日々状況が変化する中、第2回の会議では、2月20日に厚生労働省から「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」が示されたことを受けて、その内容を踏まえ、東京都における対策本部の方針も参考に、本市におけるイベント開催の判断基準として、市主催のイベントについては、延期または中止することを原則とするが、様々影響が考えられることも考慮しつつ、一定の配慮すべき項目を参考に各主管課で判断することとしました。なお、開催の判断に至った場合は、消毒液の備え付けやマスクの配布など、最新の注意を払うよう周知したところでございます。

第3回の会議では、今後1~2週間の感染拡大防止のための対策（飛沫感染の防止）が極めて重要であるという認識のもと、会議終了後、市役所の窓口担当職員へのマスク着用と、職員に対する感染予防に対する基本的な事項について、対策本部長名で通知するとともに、市民に対する情報提供として、市ホームページを充実するために、新型コロナウイルス感染症に関する特集ページを作成し、閲覧しやすく分かりやすい工夫を施しました。

26日開催の第4回の会議では、感染拡大の予防策として行われている時差ビズについて、本市において従来から実施している時差出勤について、年度内は、公共交通機関を利用する職員を対象として、通勤ピーク時の出勤を回避することを目的とした運用を行うこととし、27日に府内に周知致しました。

また、この先、感染が拡大した際には、新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）の考え方を、準用する方向性について確認しました。

今後、市の対策本部の会議開催の状況につきましては、準備が整い次第、順次市ホームページにアップし、議会・市民の皆様にもお知らせして参りたいと思います。

この間、国・東京都からコロナウイルス感染症への対応に係る方針等が、次々と示されております。市と致しましても、その内容を踏まえ迅速に対応して参りたいと考えております。

なお、別途担当委員会においてもご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、雑駁でございますが、この間の新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について、現時点でのご報告とさせていただきます。

令和2年2月28日

施設長各位

小金井市子ども家庭部保育課

卒園式・入園式等の開催に関する考え方について

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。
新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大が続いておりますが、令和2年2月26日付で厚生労働省より、卒園式等の開催に関する考え方（別紙のとおり）が示されましたので、お知らせいたします。

上記の考え方を受けて、小金井市では、市内の保育園や幼稚園等の施設に対して厚生労働省の考え方に基づき対応いただきますよう要請いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、引き続き状況の変化が予想されますので、厚生労働省ホームページ等にて最新の情報を入手するなど、今後の動向を注視いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年2月26日

各 都道府県
指定都市
中核市 保育主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について
(2月26日時点)

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、イベントの開催に関しては、

- ・最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分に取れない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めること
- ・イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただきたいこと
- ・なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではないこと

という考え方を、政府から国民の皆さんに示しているところです。

卒園式や入園式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、市区町村において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただくようお願いします。

また、実施する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例についても併せて示しますので、ご参考にしてください。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在園児の参加の取りやめ、保護者等の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）

- ・会場の椅子の間隔を空けるなど、参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒園証書を代表の子どもへの授与とすることなど）
- ・予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とすること

※卒園式を想定していますが、必要に応じ入園式にも応用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があることを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記HPをごまめにご確認いただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

（参考）『保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html